

3 外食等の範囲

(1) 外食とは

「外食」は、軽減税率の対象となりません。ここでいう「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、次の①、②の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」といいます。）のある場所において（場所要件）
- ② 飲食料品を飲食させる役務の提供（サービス要件）

具体例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が「外食」に該当します。

飲食店業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆる「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率の対象となります。



■ 「飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供」の範囲は…？

飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供には、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当します。

したがって、食品衛生法上の飲食店営業を営む者が行うものでなくても、①の場所要件、②のサービス要件を満たす場合には、「外食」に該当します。



- 「外食」に該当するかどうかは、①場所要件、②サービス要件を満たすか否かにより判定する。
- 「外食」は、飲食店営業を行う者でなくても、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当する。

■ 「飲食設備」の範囲は…？

飲食設備とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんので、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。

また、飲食料品を提供する事業者と飲食設備を設置・管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なっても、飲食料品の提供を行う事業者と設備設置者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合、その設備はその飲食料品を提供する事業者にとっての飲食設備に該当します。しかし、こうした合意等に基づいて利用させることとしているものではない、誰でも利用できる公園のベンチなどは、原則、飲食設備に該当しません。

もっと詳しく

■ 「合意等」の範囲は…？

「合意等」には、契約書等で明らかにされている明示的な合意のみならず、「黙示の合意」も含まれます。

「黙示の合意」とは、

- 飲食料品を提供する事業者が、設備設置者との明示の合意なく自らの顧客にその設備を使わせていることが設備設置者に黙認されており、かつ、
- 飲食料品を提供する事業者がその設備を「管理支配しているような状況」をいいます。また、ここでいう「管理支配しているような状況」とは、例えば、その設備にメニュー等を設置、顧客を案内、配膳、下膳、清掃を行っているなど、自らの飲食設備として利用させている状況が挙げられます。

(2) 「テイクアウト（持ち帰り販売）」

「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。

「外食」に該当するか、「テイクアウト（持ち帰り販売）」に該当するかどうかは、事業者（売手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定します。

なお、顧客への意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態に応じた、適宜の方法で行っていただくこととなります。

○ ファストフード店



○ イートインスペースのあるコンビニエンスストア



- 飲食に用いられる設備であれば、「飲食設備」に該当する。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」は軽減税率の対象である。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」か否かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定する。

イトインスペースで飲食される物の限定

店舗に、テーブルや椅子を設置したイトインスペースがある場合に、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イトインスペースでお召上がりいただけます」といった掲示を行うなど、実態としてそれら（飲み物とパン）以外の飲食料品を顧客に飲食させていないときは、それら以外の飲食料品については、そのイトインスペースにおいて飲食されることが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

（注） 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食料品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。



Q & A

Q ファストフード店で、一の商品であるハンバーガーとドリンクのセット商品を販売する際に、顧客からドリンクだけを店内飲食すると意思表示された場合の適用税率について教えてください。

A ハンバーガーとドリンクのセット商品は、一の商品であることから、意思確認の結果、そのセット商品の一部（ドリンク）を店内飲食し、残りを持ち帰ると申し出があったとしても、ファストフード店は、一のセット商品の一部をその場で飲食させるために提供することになります。

したがって、そのセット商品の販売は、「食事の提供」に該当し、顧客がドリンク以外を持ち帰ったとしても軽減税率の対象となりません。

なお、持ち帰りのハンバーガーと店内飲食するドリンクを単品で販売する場合、持ち帰りのハンバーガーは「飲食料品の譲渡」として軽減税率の対象となり、店内飲食するドリンクは「食事の提供」として軽減税率の対象となりません。

こんなときの「意思確認」はどうするの…？

スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食

「飲食設備」とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します。そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の対象となりません。したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなど、実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) こうした掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料品を飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。



休憩スペースでの
飲食は
お控えください

実態として飲食に用いられていない
⇒「飲食設備」に該当しない

ほかに「飲食設備」が
ない場合には
「意思確認」が不要

飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法

店舗に、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにベンチ等を設置しているような場合で、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っているようなときは、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの（飲食設備に該当しないもの）と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース（飲食設備）があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。



飲食される場合は
休憩スペースを
ご利用ください

飲食可能な場所として指定された休憩スペース
⇒「飲食設備」に該当する



通路脇や通路沿いのベンチ
⇒「飲食設備」に該当しない

「飲食設備」があるため、
「意思確認」が必要
営業の実態に応じた
「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」などの掲示で可

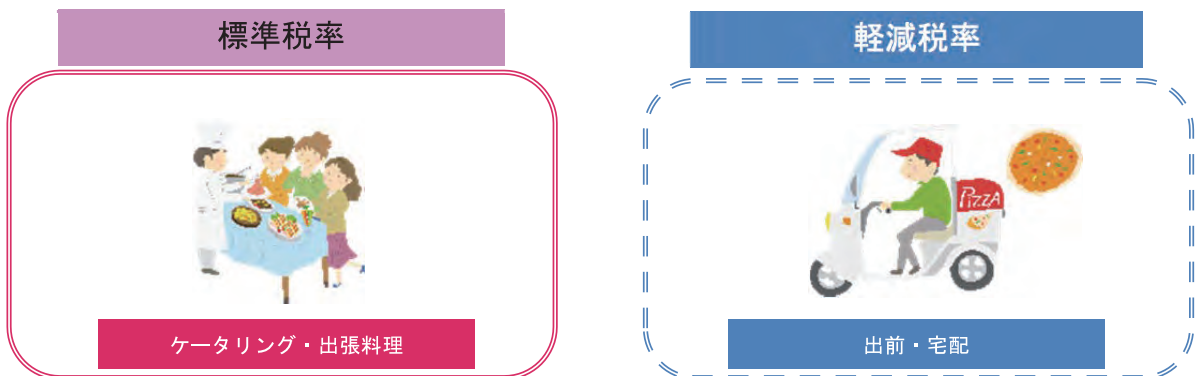
(3) ケータリング、出張料理

顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供である、いわゆる「ケータリング」、「出張料理」等は、軽減税率の対象となりません。

ここでいう、「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合のほか、例えば、以下のような場合も該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

なお、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、いわゆる「出前」、「宅配」は、単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となりません。



(4) 有料老人ホーム等での飲食料品の提供、学校給食等

有料老人ホームや小中学校などで提供される食事（以下「給食等」といいます。）で、これらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下「入居者等」といいます。）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するもののうち、一定の基準を満たすものについては、軽減税率の対象となります（具体的な対象範囲は次ページ参照）。

■ 軽減税率の対象となる給食等の限度額は…？

次ページに掲げる施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食料品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の対象となります。

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を定めている場合にはその方法によることとされています。



軽減税率の対象となる給食等（飲食料品の提供）の範囲

施設	飲食料品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者 ^(注1) に対して行う飲食料品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、入居者に対して行う飲食料品の提供
義務教育諸学校 ^(注2)	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て ^(注3) に対して学校給食として行う飲食料品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全て ^(注3) に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て ^(注3) に対して学校給食として行う飲食料品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て ^(注3) に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
特別支援学校の寄宿舎	寄宿舎の設置者が、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

(注)1 軽減税率の対象となる有料老人ホームでの飲食料品の提供は、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と同様、以下の入居者に対するものに限られます。

- ① 60歳以上の者
 - ② 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の者
 - ③ ①又は②に該当する者と同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)
- 2 義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいいます。
- 3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかつたとしても軽減税率の対象となります。

軽減税率の対象となる給食等の限度額の計算例

例えば、朝食 500 円、昼食 550 円、間食 500 円、夕食 640 円である場合（税抜金額）

- 1 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合
- | 朝食（軽減） | 昼食（軽減） | 間食（軽減） | 夕食（標準） | 合計（うち軽減税率対象） |
|-------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 500円 ≤ 640円 | 550円 ≤ 640円 | 500円 ≤ 640円 | 640円 ≤ 640円 | = 2,190円（1,550円） |
| （累計 500 円） | （累計 1,050 円） | （累計 1,550 円） | （累計 2,190 円） | |

夕食は、1食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、軽減税率の対象となりません。

- 2 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（うち軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円（1,690円）
（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	累計対象外	（累計 1,690 円）	

間食は、1食につき640円以下ですが、あらかじめ書面において、累計額の対象としていないので軽減税率の対象となりません。



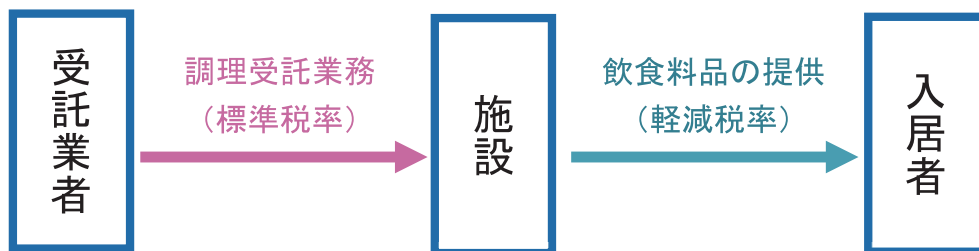
&



有料老人ホームの設置者から、入居者へ提供する給食の調理業務を受託していますが、この調理受託業務は、軽減税率の対象となりますか。



軽減税率が適用されるのは、有料老人ホームの設置者等が一定の入居者に対して行う一定の飲食料品の提供です。したがって、有料老人ホームの入居者への飲食料品の提供を他の事業者へ委託している場合における、その有料老人ホームの設置者等と調理受託業者との間の調理受託業務取引については、軽減税率の対象となりません。



- 「ケータリング」、「出張料理」は、軽減税率の対象とならない。
- 「出前」、「宅配」は、軽減税率の対象となる。
- 有料老人ホーム等での飲食料品の提供、義務教育諸学校の学校給食等のうち、一定の基準を満たすものは、軽減税率の対象となる。
- 外部業者と施設設置者等との間の調理受託業務等は、軽減税率の対象とならない。

軽減税率
(外食等に当たらない)

- 屋台での飲食料品の持ち帰り販売
※ その屋台に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- イートインスペース付きのコンビニエンスストアでの持ち帰り販売(持ち帰りとして販売される飲食料品の譲渡)
※ 顧客に対して店内飲食か持ち帰りか
の意思確認等を行うことで判定
- ファストフード店でのテイクアウト
- 列車内の移動ワゴン販売
- 映画館の売店での飲食料品の販売
※ その売店に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- 遊園地の売店での持ち帰り販売
※ 園内で食べ歩く又は園内に
点在するベンチで飲食する場合
- そばの出前、ピザの宅配
- 学校給食
- 有料老人ホーム等での一定の飲食料品の提供



標準税率
(外食等に当たる)

- セルフサービスの飲食店
- 屋台での飲食料品の販売
※ その屋台に飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- イートインスペース付きのコンビニエンスストアでの食事の提供(顧客が店内飲食の意思表示をした場合)
※ 顧客に対して店内飲食か持ち帰りか
の意思確認等を行うことで判定
- ファストフード店での店内飲食
- 飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合
- 列車内の食堂施設での飲食
- カラオケボックスの客室での飲食
- 映画館の売店での飲食料品の販売
※ その売店が飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- 遊園地の売店の管理が及び売店のそばにある椅子での飲食
- 料理代行サービス
- 学生食堂

